

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2014

7

Vol.199



2014年4月開校の名城公園キャンパスには、商、経営、経済学部ビジネス系3学部が集結。学生が学び合うアクティブラーニングや地域社会との連携など新ビジネスの学びを展開する。地域の環境に配慮した設計、サステイナブルな社会づくりに貢献するエネルギーシステムなど、最先端の技術・設備を備えた次世代型エコキャンパスである。

写真提供：学校法人 愛知学院（愛知県名古屋市）

CONTENTS

- 平成26年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点…………… 2
- 受配者指定寄付金のご案内—制度の特徴と事務の流れ…………… 4
- 連載⑦「魅力あふれる学校づくりを目指して」
「地域の未来」に貢献する大学を目指し、教育改革を実行し続ける…………… 6
- インターネットによる情報提供サービスをご活用ください…………… 8
- 標準給与の定時決定2…………… 9
- 海外診療／災害にあったとき…………… 10
- 限度額適用認定証／「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します…………… 11
- 契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用…………… 12
- 私学事業団の直営宿泊施設／私学メンバーズカード入会受付中…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成26年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点

平成26年度私立大学等経常費補助金の算定に当たり、配分方法等の一部を見直すこととしています。

主な変更点は次のとおりです。

私立大学等改革総合支援事業

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費（一般補助・特別補助）・設備費・施設費を一体的に支援します。

本年度は、支援対象校を前年度の延べ500大学等から600大学等が増加するとともに、タイプ3の一部を基に「グローバル化」としてタイプ4を新設します。

◆ 当該支援事業の対象校は、次の1～4のタイプごとに、その取り組み状況に応じて選定します。一大学等が複数のタイプに申請することも可能です。

1 「教育の質的転換」（300大学等）
全学的な体制での教育の質的転換に取り組む大学等を支援します。

2 「地域発展」（150大学等）

地域社会貢献、社会人受け入れ、生涯学習機能の強化等に取り組む大学等を支援します。

3 「産業界・他大学等との連携」（50大学等）

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究に取り組む大学等を支援します。

4 「グローバル化」（100大学等）

大学等の国際化推進に関するビジョン・方針が策定され、語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化に取り組む大学等を支援します。

◆ 当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

一般補助

増額上限額を設定のうえ、「教育研究経常費」（教員経費・学生経費）の10％程度に相当する額を増額します。

特別補助

タイプごとに調査票の点数に応じた一定額を増額します。

一般補助

定員管理における留年者の取り扱い

標準修業年限を超えて在籍する留年者のうち、一定の者については成績評価の厳格化を促進する観点から、補助金算定上（増減率）不利とならないよう取り扱いいます。

標準修業年限を超える在籍期間が「1年以内の学生（1年留年者）」を対象としていた取り扱いを、「2年以内の学生（2年以内留年者）」に改めます。ただし、2年間以上海外留学した学生に限り、3年留年者についても本取り扱いの対象とします。

また、要件として、①「GPA制度を導入していること」②「成績不振の学生への個別指導（指導教員との個別面談・補習の実施等）」を大学等として主体的に実施していること」の二つを追加します。ただし、この二つの要件は経過措置として27年度から適用します。

特別補助

1 成長力強化に貢献する質の高い教育

「就職支援・就業力育成の充実に向けた取り組み」【拡充】

大学等の組織的関与の下で「インターンシップ」を実施する大学等を対象に、定額補助を行うとともに、インターンシップの充実度に応じて加算配

分を行います。

2 大学等の国際交流の基盤整備への支援

① 「実践的な語学力の習得や国際理解の推進」【拡充】

「グローバルな視点から地域社会の発展を支える知的推進拠点」として、実践的な語学教育、海外就業力の強化にかかる取り組み等を実施する大学等を対象にして、現行の支援を継続しつつ、支援する項目の追加等見直しを行います。

ただし、私立大学等改革総合支援事業のタイプ4「グローバル化」選定校については、本項目の補助金額に上限を設定します。

② 「クールジャパンを活用した日本文化の発信」【新規】

外国人を対象とした日本文化（伝統文化・日本文学・ポップカルチャー等）の発信のための取り組みを実施する大学等を対象に、学校単位で定額補助を行います。

3 大学院等の機能の高度化への支援

「法科大学院支援」【算定方法変更】

中央教育審議会での議論等を踏まえ、合格率や競争倍率に加え、入学定員充足率の点で課題のある法科大学院についても減額します。

減額対象となる指標は次のとおりです。①から④のいずれかに該当する法

科大学院は減額します。

- ①司法試験の合格率及び入学選抜の競争倍率の指標→削減額は現行通り
②司法試験の合格率及び入学定員の充足率の指標

↓削減額は現行の2分の1

- ③入学選抜の競争倍率及び入学定員の充足率の指標

↓削減額は現行の4分の1

- ④単独の指標の値(司法試験の合格率・入学選抜の競争倍率・入学定員の充足率)が著しく低い場合

↓削減額は現行の8分の1

4 未来経営戦略推進経費

「教学改革推進のためのシステム構築・職員育成に係る取組み」【内容変更】

教学改革推進のためのシステム構築及びインスティテューショナル・リサーチヤーなど高度専門職の育成にかかる取組みを行う大学等を新たに支援します。

審査及び採択方法は、選考委員会委員の審査による採択制とし、採択された場合、3年間、所要経費に応じた定額補助を行います。

昨年度まで実施していた、学校規模の適正化等により経営改善に取り組む大学等及び持続的な大学改革を支える職員育成に取り組む大学等への支援については、新規募集は行わず、継続分についてのみ、引き続き支援します。

5 授業料減免及び学生の経済的支援

体制の充実

「学内ワークスタディ事業支援」

【要件追加】

従来の要件に加え、対象となる学生を経済的に修学困難な者とし、要件に家計基準を追加します。

また、補助額に500万円から1千万円程度の上限を設けます。

――震災対応――

1 東日本大震災に伴う配分上の配慮

25年度に講じた東日本大震災に伴う配分上の配慮事項については、今年度も継続します。継続する取扱いはこちらのとおりです。

- ①「震災の影響による学生数に関する取扱い」

特定被災区域に設置されている学部等が収容定員充足率50%以下となった場合でも、補助金交付の対象とします。

また、特定被災区域に設置されている定員割れ学部等については、収容定員充足状況に応じた増減率の算定にあたり、22年度の増減率を下限とします。

- ②「学生のボランティア活動に関する取扱い」

震災にかかるボランティア活動に伴う休学により、修業年限を超えて在籍している学生について、補助金算定上(増減率)不利にならないよう取扱いします。

③「就職困難な学生に関する取扱い」

卒業要件を満たしながらも就職できなかった者で卒業延期が認められた学生について、補助金算定上(増減率)不利にならないよう取扱いします。

- ④「寄付金(震災義援金)支出に関する取扱い」

国又は地方公共団体に対するものを除き、寄付金支出については、原則3千万円を超えた額を翌年度の補助金基準額から減額することになっていますが、「震災義援金支出」で会計処理されたものについては、例外として減額対象になりません。

2 東日本大震災にかかる支援

東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行っている大学等や、被災地域の大学等における安定的継続的な教育環境の整備への支援を今年度も継続するとともに、福島県内の大学等に対する支援を拡充します。

- ①「授業料減免事業等支援経費(震災分)」

対象学生の選考基準等を明記した規程等を整備し、授業料減免事業等を実施している場合に、所要経費の3分の2を上限に引き続き支援を行います。

- ②「被災私立大学等復興特別補助」

【追加】

被災3県(岩手県・宮城県・福島県)に所在する大学等に対して、安心・安

全な教育研究環境の整備や新入生も含め学生が安心して学べる環境の整備に向けた取り組み等に対し、取り組みごとの所要経費に応じて引き続き支援を行います。

今年度、現行の支援内容に加え、震災前より入学人数が減少している福島県内の大学等については、次のとおり支援を行います。

- ・学生1人当たり10万円を増額します。
- ・外部リソースを活用した魅力ある教育プログラムについて、所要経費の4分の3を支援します。

大学の安全性等を広報するための学生募集経費について、所要経費を支援します。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

助成部 補助金課

私立大学等改革総合支援事業

☎03(3230)7296・7297

一般補助

☎03(3230)7300・7302

7306・7308

特別補助

☎03(3230)7303・7305

7309・7311

Eメール hojokin@shingaku.go.jp

受配者指定寄付金のご案内

― 制度の特徴と事務の流れ ―

私学事業団が行う受配者指定寄付金とは、私立学校の教育研究の発展に寄与するため、寄付者が学校法人を指定し、本事業団を通じて寄付をしている制度です。この制度を利用すると寄付者は税制上の優遇措置を受けられることができ、学校法人は企業等から寄付金を受け入れやすくなります。

I 税制上の優遇措置

受配者指定寄付金を利用すると、寄付者である企業等は法人税法上で全額を損金に算入することができます。
なお、学校法人等に対する寄付の各種税制上の優遇措置については、**下表**をご覧ください。

II 対象となる事業

受配者指定寄付金の対象となる事業は、学校法人が設置する学校及び専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限り）が行う、教育もしくは研究に必要な費用又は基金に充てるために実施する次の事業です。

学校法人等に対する寄付にかかる優遇措置一覧

寄付の受け手	法 人		個 人
	受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除額〕 ＝寄付金額（総所得金額等の40％が上限）－2千円
学校法人（私立学校）	特定公益増進法人（注1）	〔損金算入限度額〕 ＝（資本等の金額×0.375％＋当該年度所得×6.25％）×1／2 ◎限度額を超える金額は、その他の法人等への寄付として損金算入ができる	同 上
	一定の要件を満たした学校法人（注2）		〔所得控除額〕 ＝寄付金額（総所得金額等の40％が上限）－2千円 または 〔税控除額〕 ＝〔寄付金額－2千円〕×40％（所得税額の25％が限度）
	国立大学法人（国・地方公共団体）	寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除額〕 ＝寄付金額（総所得金額等の40％が上限）－2千円
その他の法人等		〔一般の損金算入限度額〕 ＝（資本等の金額×0.25％＋当該年度所得×2.5％）×1／4	所得控除は認められない

（注1）「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。
（注2） 租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。

- 1 既設学校法人の設置する既設学校が実施する事業

① 教育研究に要する経常的経費

② 寄附講座等基金（注）

③ 教育研究基金（注）

④ 敷地、校舎その他附属設備の取得費

⑤ ①及び④に要した借入金返済費用

（注） 基金には、一定の期間に計画的に事業の経費に使用することができる基金（いわゆる「取崩し型基金」）を含みます。

2 既設学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するための事業

① 敷地、校舎その他附属設備の取得費

② 初年度経常経費

（注） 新たに学校等を設置するための資金として寄付金を募集する際に受配者指定寄付金を利用する場合は、寄付金募集のための寄附行為変更認可が必要となります。

なお、学校法人を新たに設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）を行うため、本事業団では取り扱っていませんのでご注意ください。

III 取扱要件

寄付者からの寄付を受配者指定寄付金として学校法人が本事業団から配付を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

1 広く一般に募集され、次のいずれ

- の要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと

① 寄付者が寄付により特別な利益を受けていないこと（寄付者名を付した施設・設備、寄附講座等は特別の利益を受けるものには該当しません）

② 寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと

③ 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと

2 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること

3 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと

4 すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと

5 原則として、一口の寄付金額が2000円以上であること

6 「II 対象となる事業」に掲げる事業のための寄付金であること（収益事業などに充てることはできません）
- II 取扱要件

1 広く一般に募集され、次のいずれ

IV 事務の流れ

受配者指定寄付金にかかる事務の流れは次のとおりです。次頁の図と併せてご覧ください。

1 ご利用にあたって

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」を本事業団宛

てに提出してください。提出後、本事業団から寄付金の振り込みの際必要となる銀行名や口座番号などがあらかじめ記載された「振込依頼書」を送付します。

2 募金開始

受配者指定寄付金として取り扱う寄付金の募集を開始します。学校法人は、寄付を申し出た企業・法人等に「寄付申込書」(様式1-1)の作成・提出を依頼してください。

3 本事業団の指定銀行口座への振り込み

学校法人が寄付者からの寄付金を預り金とし、取りまとめて振り込む方法と、寄付者が直接本事業団へ振り込む方法があります。

4 寄付金の受け入れに必要な書類の提出

本事業団に寄付金を振り込む際、学校法人は寄付者から提出された「寄付申込書」をとりまとめ、次の書類(様式指定)を本事業団宛てに提出してください。

- ①「寄付申込書」(様式1-1)
- ②「受配者指定寄付金に係る確認書」(様式1-2)

※②は、寄付金額が1000万円を超える場合のみ提出

- ③「寄付金振込報告書」(様式1-3)
- ④「寄付者名および寄付金額一覧」(様式1-4)

※③及び④は、学校法人が寄付金を

取りまとめて本事業団に振り込む場合のみ提出

5 「寄付金受領書」の受け取り

本事業団は、寄付金の入金や「寄付申込書」等の提出書類の確認を行い、寄付者への領収書となる「寄付金受領書」を発行し、学校法人宛てに送付しますので寄付者にお渡しください。

6 寄付金の配付申請

事業への支払い等に応じ、学校法人が寄付金を必要とするときは、寄付事業、資金計画等を記載した「寄付金配付申請書」(様式2-1)、「寄付事業の概要」(様式2-2)及び事業にかかる根拠資料を本事業団宛てに提出してください。

7 寄付金の配付

本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。配付決定後は、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付し、配付決定額を本事業団から学校法人の口座へ振り込みます。

なお、配付申請から配付までの期間は1か月程度かかります。

8 実績報告書の提出

学校法人は、寄付金の配付を受けた年度の決算終了後に「寄付金に係る事業の実績報告書」(様式3-1)、「寄付金に係る事業の報告書」(様式3-2)及び事業にかかる根拠資料を本事業団宛てに提出してください。

なお、実績報告書の提出は7月を提出期限として依頼いたします。

9 寄付金確定通知書の送付

本事業団は、実績報告を確認した後寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します。

東日本大震災によって被災された私立学校を設置する学校法人におかれましても、復興のためにこの制度を利用して寄付を受けることができます。

V 寄付金システムのご案内

本事業団「学校法人ポータルサイト」内の「寄付金システム」では、寄付金の本事業団への入金情報、寄付金受領

書送付情報、配付申請情報を学校法人のパソコンから確認することができます。ぜひご利用ください。

なお、本システムの利用には、電子証明書(「法人番号」の親認証もしくは「法人番号」301-310の子認証(幼稚園・特別支援学校・専修学校法人は子認証のみ)が必要となります。受配者指定寄付金の詳細は、本事業団ホームページ「助成業務のご案内」受配者指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又は冊子「寄付金事務の手引」をご覧ください。

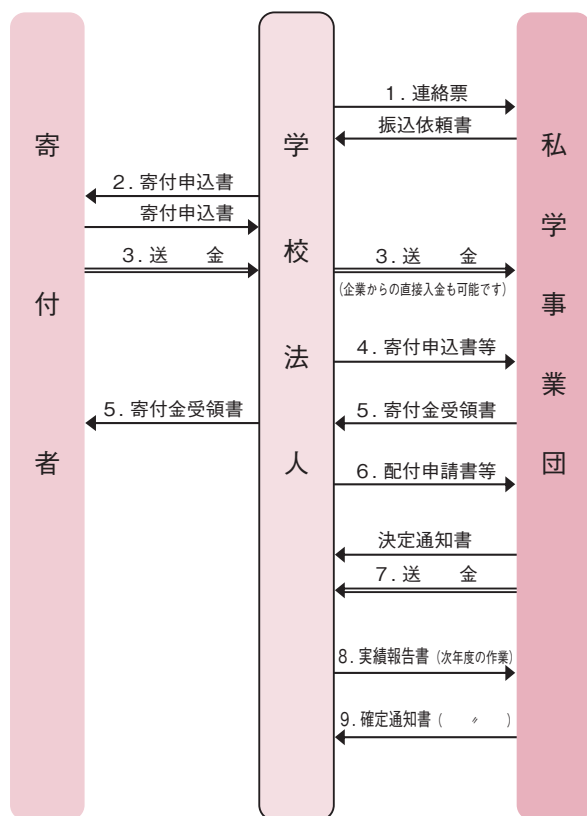
問い合わせ先(私学事業本部)

助成部 寄付金課

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金の事務の流れ



魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ②7

「地域の未来」に貢献する大学を目指し、
教育改革を実行し続ける

愛知学院大学 学長 大野 榮人

新たな国へと日本が動き出した明治時代。その黎明期である1876（明治9）年に、学校法人愛知学院が創設されました。今年で138年の歴史を刻みます。1953（昭和28）年に開

学した愛知学院大学は現在、文・心身科・商・経営・経済・法・総合政策・薬・歯の9学部16学科と、短期大学部1学科、大学院10研究科を擁する総合

大学となっています。始まりは、曹洞宗専門学支校。開祖道元禅師の教えに従い、建学の精神「行学一体・報恩感謝」を一貫して堅持し続けてきました。

「行」とは人間形成、「学」とは真理の探究、知識を磨くこと。知的な理解のみに満足せず、人間的な成長を目指す

修学が「行学一体」です。「報恩感謝」は、共に生きるすべての人や社会、自己のいのちに感謝し、社会貢献することを意味します。

仏教精神、特に禅の教えを基として、行学一体の人格育成に努め、報恩感謝の生活のできる社会人を養成する――

ゆるがぬ教育理念を本学の使命としながら、社会の動きに柔軟に対応すべく、絶えず改革に挑み続けてきました。いつの時代も教育・研究の充実を追究し、

学生・教職員が努力を積み重ね、学生総数1万2000名、卒業生数12万人を超える中部地区有数の大学に発展しています。

そして今、「教育力で選ばれる大学へ」の転換をはじめ、さらなる教育改革の舵を取っています。

あらゆる物事が大きく変化し、先が予見しにくい現代社会。自ら考え、行動し、問題を解決できる人が求められています。こうした社会的要請に応えるために、教育改革の基盤として定めたのが、「めざす人間像」です。それは、「自分の可能性に挑戦し、協働の場で主体的に活躍できる人」であり、脈々と受け継がれる建学の精神、人間教育に力を注いできた伝統を礎としています。

138年続く「人間教育」を礎に
教育力で選ばれる大学へ

人は、生まれながらにして「無限の可能性」を持っています。学生一人ひとりが自分の可能性を信じ伸ばしていけるよう、学修の主軸となるカリキュラムを再構築しました。新たに三つのポイントをステップ式に連動させ、単

なる教育課程ではなく、学生が自らの殻を破り、飛躍していく「成長のプロセス」として機能させます。

ポイントの一つ目は、大学での能動的な学びへの転換です。高校までの受動的な「学習」ではなく、能動的な「学修」を進めるために、自ら学び取る力を養います。二つ目は、他者と協働できる学びの場の提供です。学生同士が学び合うシステム「ピア・サポート」を各学部を導入し、仲間と互いの力を発揮し合える機会を数多く設けます。



学生が互いに学び合い、支え合う
ピア・サポート

三つ目は、学びからキャリアへの転換です。大学で修得した知識を実践する場を充実させ、実社会で通用する論理的思考力や問題解決力、コミュニケーション能力などを養い、それぞれの進路に送り出します。

また、各科目でどんな能力を養成するかを可視化し、大学全体のカリキュラムを統合する「カリキュラム・マトリックス」を作成しました。これをも

とに、教育内容をさらに進化させて「めざす人間像」の育成に全学を挙げて取り組み、真に教育力で選ばれる大学へと歩みを進めます。

自らの可能性に挑み、互いに学び
合う能動的な学修

前述の三つのポイントにおいて、共通して重要視しているのは「能動的な学修」です。ディスカッション、グループワーク、フィールドワークなどの「アクティブ・ラーニング」を多くの講義やゼミで実施しています。目的意識を持って学び、行動を起こし、仲間と積極的に学び合う経験が、人間的な成長につながると確信しています。このアクティブ・ラーニングをさらに推進するために、2013年度から「ラーニング・アシスタント（LA）」の活動を活性化させています。LAに任命された各学部・学科の学生は、日々の講義において、グループワークを活性化させるファシリテーション、仲間や後輩への個別指導などを実践しています。一人ひとりが知識や力を着実に修得するには、何をすべきか。彼らは学生目線で学修支援のあり方を議論し、自分たちの力で学生生活を充実させています。仲間や後輩の学修を支え、互いのさらなる成長を促すこと。それは、知識や専門性を深める新たな気づきにもつながり、自らの可能性に挑み続ける力をも培います。

活気に満ちた4キャンパスで、 アクティブ・ラーニングを推進

新しい教育体制を築くとともに、「学び合える環境」の整備・充実も進めています。

愛知学院大学の学びのステージは、愛知県名古屋市中・日進市に広がる4キャンパスです。それぞれが、学生同士が自由な発想を生み、知識や能力、個性を磨き合う施設を数多く創出しています。50万平方メートルもの広大な敷地に、高度な教育・研究を支える施設が建ち並ぶ「日進キャンパス」。医療系学部が設置され、臨床現場に資する最先端の教育・研究が展開される「楠元キャンパス」。その実学教育の場である、歯学部附属病院で構成される「末盛キャンパス」。そして、2014年4月から本格的に始動した「名城公園キャンパス」です。



アクティブ・ラーニングに対応した
名城公園キャンパス

名城公園キャンパスは、企業や官公庁が集まる名古屋の中心地に位置しています。ほぼすべての教室がアクティ

助成業務

ブ・ラーニングの学修スタイルに対応した、先進的で都心型のキャンパスです。商学部・経営学部・経済学部の2（4）年次の学生が集い、ビジネス系の専門教育を展開しています。3学部間の垣根を低くし、他学部との共通科目、他学部の専門分野も学べる連携科目、さらに企業、行政、地域の方々との協働の機会も豊富に用意しています。

地域、社会、世界の「今」を知り、現実的な課題と向き合うためには、学内外の多様な人との出会い、関わり合うことが必要です。学生と社会、地域と未来、経済と文化をつなぐ「クロス・オーバーキャンパス」を目指す、名城公園キャンパス。学生と教員が自由に交流できるラウンジ、キャンパス全域を網羅する無線LANなどを整備し、時間や空間を越えた創造的な学修を実現しています。

また、2013年10月、日進キャンパスにも、図書館情報センターの1階に「ラーニング・コモンズ」を設置しました。全国の大学で整備が進められているアクティブ・ラーニング専用スペースの中でも、中部圏私大ナンバーワンの規模を誇ります。仲間と専門性を深め合う「学びの交流」の拠点として、多くの学生が図書資料やパソコンを持ち込み、レポート作成やグループ学習などに活用しています。図書館とは違い、仲間との自由な会話や意見交換もでき、ディスカッション、プレゼ

ンテーションの練習に励む学生たちの姿も見られます。学び合って知識を広げ、思考を深める拠点として、日々、学生たちの活気であふれています。



日進キャンパスのラーニング・
コモンズ

目指すは、地域の「知の拠点」 学生一人ひとりの力を未来へ広げる

地域の「知の拠点」となり、地域の未来に貢献する大学への飛躍——この新たなビジョンを、「教育力で選ばれる大学への転換」の先に見据えています。本学は他大学と比べて地元就職率が高く、また、地域との共同研究や公開講座・講師派遣などを通して地域貢献活動を続けてきました。こうした伝統、実績を継承・発展させ、地域課題解決への貢献を果たしたいと熱望しています。

そこで、2013年12月に設置した学長直下の地域貢献運営組織「地域連携センター」を核とし、アクティブ・ラーニングを学外でも展開する「地域志向」の取り組みに尽力していきます。

実施するのは、「経験学修による地域振興人材育成プログラム」と「産学官民連携による共同研究プログラム」です。地域連携センターに在籍する専門コアディネーターが中心となってサポート・マネジメントに携わり、「自分の可能性に挑戦し、協働の場で主体的に活躍できる人」の育成・教育と、地域貢献の両立を目指します。

今後、地域志向の二つのプログラムを推進するために、新たな教育改革にも着手します。まず既存のカリキュラムをもとにCOC (Center of Community) 科目を学部レベルで充実させ、地域の課題解決に役立つ専門性を培います。さらにその知識を地域で実践するアクティブ・ラーニングを経験学修として強化します。そして、地域、社会、世界で共に生きるあらゆる人を「知」でつなぐ「交流の拠点」「開かれた大学」を目指します。

学生たち一人ひとりの力、可能性は無限です。これからも学生の自発的な学修や挑戦を促す教育を創出し、地域の未来、日本の未来、世界の未来に貢献する人を、知を、愛知学院大学から広げていきます。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

大野 榮人（おおの ひでと）

愛知学院大学文学部長・禪研究所長・図書館長・副学長などを経て、2010年より現職。

インターネットによる
情報提供サービスを
ご活用ください

私学事業団では、私立学校の財務状況、教育条件等を把握するため、「学校法人基礎調査（※1）」及び「学校法人等基礎調査（※2）」を実施しています。

担当の皆様には、ご多忙の中、調査へのご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

調査結果のうち次の情報についてはインターネットによる情報提供サービスを行っています。学校法人の経営課題の把握、計画的な財政運営の一助として、ぜひご利用ください。

- ※1 大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人を対象とした調査
- ※2 特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校法人・その他法人・個人立の学校を対象とした調査

学校法人概要情報の提供

学校法人及び学校法人が設置する私立学校の概要情報を提供しています。

○提供情報
法人名、学校名、学部名、学科名、理事長・学長等名、所在地、電話番号、認可年月日、男女校別ほか

☆利用方法

本事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼「学校法人情報検索システム」より閲覧してください。検索方法の詳細については、ホームページの「利用の手引き」をご覧ください。

各種分析資料の提供

「学校法人基礎調査」及び「学校法人等基礎調査」により収集した情報を様々な角度で分析した各種資料を「私学情報提供システム」で提供しています（上記※1の学校法人が対象です）。
自法人の情報のほか、法人種別、学校種別、系統別、規模別等で集計・分析した情報を出力（PDF形式）することができま

す。
提供している情報は次のとおりです（表参照）。

- 学生等関係（学生等数、卒業生進路、納付金に関連するもの等）
- 教職員関係（教職員数、専任教職員給与に関するもの等）
- 財務関係（貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、人件費支出内訳表、財務比率表等）

○今日の私学財政（全国の大学等を設置する学校法人・学校部門の財務状況について集計・分析した刊行物と同一内容）

☆利用方法
本事業団ホームページ（助成業務の

ご案内▼学校法人ポータルサイトへ▼「私学情報提供システム」よりアクセスしてください。

本システムの利用には、セキュリティ確保のため、別途本事業団から発行する認証情報が必要となります。ご利用に当たっては、ポータルサイト内にある操作マニュアルをご覧ください。

なお、本システムで対応していない分析データについては、本事業団にご依頼（※3）いただければ作成いたします。

ますので、併せてご利用ください。
※3 別途「情報提供依頼書」をご提出いただきます。また、内容及び情報量等により10日〜2週間程度の作成日数がかかります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7846・7847
Eメール center@shigaku.go.jp

表 私学情報提供システムによる提供データ一覧（主な帳票のみ）

データ区分	出力帳票名（PDF）	年度範囲			帳票内容の単位			出力オプション	条件設定
		単年度	5か年	12か年	法人	学校	学部等		
学 生 等 関 係	学生等募集一覧表			○		○	○	○	○
	学生・生徒・児童・幼児数		○			○	○	○	○
	卒業生進路状況表		●			●	●	○	○
	学生等納付金一覧表		○			高・中・小のみ	大・短のみ		○
教 職 員 関 係	教員・職員数		○			○	○	○	○
	年齢別平均給与一覧表	●				●	●		○
財 務 関 係	貸借対照表		○		○			○	○
	消費収支計算書		○		○	○		○	○
	資金収支計算書		○		○	○	○	○	○
	人件費支出内訳表		○		○	○	○	○	○
	財務比率一覧表			○	○	○			○
今日の私学財政	貸借対照表		○		○				
	消費収支計算書		○		○	○			
	資金収支計算書		○		○	○			
	財務比率表		○		○	○			

注1：○印のあるものは、ダウンロード可能です。ただし●印は大学、短期大学（高専含みます）法人のみです。
集計値及び自学校法人等のデータのみで、他の学校の個別データはダウンロードできません。
注2：出力オプションに○印のあるものは、合算、1法人当たり、1学校当たり等の選択が可能です。
注3：条件設定に○印のあるものは、都道府県別、系統別、規模別等の条件設定による絞り込みが可能です。
注4：詳細な定型帳票種別については、操作マニュアルをご覧ください。

基礎届書の提出はお済みですか？

標準給与の定時決定2

平成26年7月10日(木) 締切

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準給与基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)は、掛金や給付の算定基礎となる標準給与の月額を決定する大切なものです。正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

提出期限 7月10日(木)

提出先 私学事業団

業務部 資格課

基礎届の対象者や提出方法については、6月号で詳しくお知らせしましたので、今回は「基礎届書」を受け取った後に資格事項や標準給与に異動があった場合などの注意点をお知らせします。

資格事項に異動があったとき

①資格喪失したとき
「基礎届書」には平成26年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で加入者として確認している人を記載していますので、「基礎届書」に記載されている加入者が退職などにより資格喪失したときは、「基礎届書」の該当者の備考欄に資格喪失年月日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。

②遡及して資格取得を報告したとき
5月31日以前に遡って資格取得が確認された加入者については、別途、「基礎届書」を送付しますので、送付した「基礎届書」に追記はしないでください。

③遡及して所属学校変更したとき
所属学校変更の場合は、前任校の加入者番号で基礎届書の確認ができるので、後任校に改めて「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校の基礎届書で提出してください。

遡ってベース改定(ベースアップ等)をした場合

①6月以前に差額支給が実施されたときは、改定後の給与で「基礎届書」を提出してください。
②7月以後に差額支給が実施されるときは、「基礎届書」は改定前の給与を報告することとなっているため、訂正の必要はありません。

提出後に

給与額を訂正する場合

①提出後に給与月額の誤りが判明したときは、誤って記入した人の分のみ訂正理由を記入した文書(任意の書式)を添えた「基礎届書」を、8月8日(金)【必着】までに再提出してください(「基礎届書」の上部余白に「訂正分」と朱書きしてください)。
※「基礎届書」は私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)からダウンロードするか、業務部資格課まで請求してください。

②①の期限後に給与月額の誤りが判明し給与月額を訂正するときは、「給与訂正申出書」を提出してください。
③磁気媒体で報告した「基礎届書」に誤りが判明した場合も、前記①及び②により、届書や申出書で訂正を行ってください(再度磁気媒体で報告されますとデータに支障をきたす場合があります)。

その他の注意事項

①固定的給与に変動があり、標準給与の月額が2等級以上増減したときは、別途「標準給与改定届書」を提出してください。
②「基礎届書」の記載内容に誤りがあっても、「基礎届書」は訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提出してください。

③年平均額による保険者決定の要件に該当し希望する場合は、申立書や同意書等の提出も必要となります。

④「基礎届書」の記載にあたっては、「基礎届書」と一緒に送付した通知文「平成26年標準給与の定時決定の実施について」を参照してください。

⑤75歳以上の在職者も「基礎届書」の提出は必要になります。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準給与については「確認通知書(2)」を9月中旬に送付しますので、給与月額等の内容を確認してください。確認内容に誤りがある場合は、訂正等の手続きをしてください。

「基礎届書」の提出がないと…

9月以後の掛金だけでなく、各種の給付金や将来の年金にも影響することになりますので、必ず提出してください。

海外診療

海外旅行には「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参しましょう

業務部 短期給付課

海外では加入者証等が使用できないため、緊急を要し、やむを得ず現地の医療機関を受診したときは医療費を全額支払うことになります。このような場合は、後日療養費・家族療養費を請求することができます。

請求にあたっては、「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」の提出が必要になりますので、海外へ出かける際には持参してください。

なお、治療目的の渡航や現地での健康診断については支給対象となりません。

支給額の算定

海外で受診した場合、治療にかかった金額がそのまま療養費の支給額に反映されるわけではありません。診療内容を国内での保険診療の基準に置き換えて算定し、その7割に相当する額を支給します。

このため、実際に海外で支払った金額より支給額が大幅に少なくなる場合があります（支給額が10分の1以下になることもあります）。

請求方法

次の書類を医療機関別、入院・外別、受診した月別に分けて、学校法人等を経由して（任意継続加入者は直接）

提出してください。

①療養費・家族療養費等請求書

発病又は負傷の原因、加入者証を使用できなかった理由として具体的な渡航目的（留学・出張・観光など）を必ず記入してください。

出張中のケガ等については労災保険の適用になる場合もあります。

②海外診療報酬（医科・歯科）明細書
現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに受けてください。

記入内容は必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください。

③外国診療記録書

国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。

④領収書（原本）

受診した医療機関発行の原本を添付してください。

*海外診療報酬明細書の邦訳を作成する際に、記載内容の漏れや領収書の額との不一致がないかよく確認してください。邦訳に記載のない診療や費用は、給付額の計算に反映されません。

※①～③の用紙は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

時効

給付を受ける権利は、医療機関に医療費を支払った日の翌日から2年です。請求漏れのないようご注意ください。

災害にあったとき

◆災害見舞金

業務部 短期給付課

加入者やその被扶養者（任意継続加入者を含みます）が、台風や水害、火事などの非常災害により、住居や家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金が請求できます。

【請求方法】

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」に「災害状況明細書」を添えて請求してください。

災害見舞金請求書の証明欄に市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受けるか、り災の程度が明記された「り災証明書」を必ず添付してください。

また、「災害状況明細書」は、支給額の算出の基になりますので、住居や家財の現状や損害の状況をできるだけ詳しく記載してください。

【支給額】

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失した場合は、損害の程度に応じて標準給与の月額0・5～3か月分の災害見舞金と災害見舞金の60%相当額の災害見舞金付加金を、住居又は家財が5分の1以上3分の1未満焼失又は滅失した場合は、標準給与の月額の

0・5か月分の災害見舞金付加金を支給します。

また、災害見舞金付加金を決定した人には、災害見舞品のカタログを送付しますので品物を選び同封の「災害見舞品連絡書」でお申し込みください。

◆災害貸付

福祉部 貸付課

加入者（任意継続加入者を除きます）が、水震火災その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに貸付けます。

●申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

●貸付額

標準給与の月額6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

●貸付利率

年2・00%（平成26年7月現在の特例利率です）

●申し込み手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に、公的機関が発行する、「り災証明書」を添付し、学校法人等を経由して申し込みください。

●申込受付期間

災害発生日以後6か月以内です。

限度額適用認定証

有効期間を1年に変更します

業務部 短期給付課

健康保険法等の一部改正により平成27年1月1日から高額療養費の自己負担限度額及び「限度額適用認定証」の適用区分等が見直しされる予定です。

これに伴い「限度額適用認定証」の有効期間を変更します。

これまで、「限度額適用認定証」の有効期間は5年間（原則）としていましたが、27年1月1日からは1年間（原則）とします。

この有効期間の移行にあたって、本年4月1日以降に申請のあった「限度額適用認定証」は、26年12月31日を有効期限として交付しています。

27年1月1日以降に使用する「限度額適用認定証」については、26年12月中に自動交付することを予定していますが、詳細は、決まり次第、ホームページ等によりお知らせします。

なお、すでに交付済みの有効期間が5年間となっている「限度額適用認定証」は、27年1月1日以降、使用できませんのでご注意ください。

「限度額適用認定証」の交付申請

70歳未満の人が医療機関等で受診したときの窓口負担を軽減します

私学事業団では、医療機関等の窓口で支払った保険診療分の自己負担3割（又は2割）分が暦月で一定額を超えた場合は、「高額療養費」「一部負担金払戻金」（家族の場合は「家族療養費付加金」）を、後日学校法人等を経由して自動払いにより支給していますが、窓口で高額な自己負担額を支払うことは受診者にとって大きな負担となります。窓口負担を軽減するには、受診の際に「加入者証」等とともに「限度額適用認定証」を提示してください。

この証の提示により、「高額療養費」相当分は、事業団が医療機関等に直接支払うことになるため、受診者は下表の「高額療養費算定基準額」（自己負担限度額）までを窓口で支払えばよいこととなります。

なお、証を提示しなかった場合でも、「高額療養費」は後日自動払いにより支給しますので、不利益となったり、請求漏れとなることはありません。

●「限度額適用認定証」の交付申請手続き

入院・手術などに限らず、高額な医療費の負担が生じると思われるときは、事前に、「限度額適用認定申請書」に所定の事項を記入・押印のうえ、学校法人等を経由して申請してください。

申請用紙は、私学共済ホームページ「様式用紙をダウンロードしたい」からダウンロードできます。

●70歳以上の人の受診

70歳以上の人は、「高齢受給者証」を提示することで自己負担限度額までを窓口で支払えばよい。ため「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。

【高額療養費算定基準額（自己負担限度額）】

所得区分	1か月の負担の上限額
上位所得者 (標準給与の月額が53万円以上)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
低所得者 (加入者本人が市町村民税非課税者等)	35,400円

【所得区分が一般の事例】

総医療費 500,000円の場合の自己負担限度額

80,100円+(500,000円-267,000円)×1%=82,430円

*「限度額適用認定証」を提示しなかったときの窓口自己負担は150,000円（3割）となります。

「給付金等

送金記録のお知らせ」

を送付します

平成26年2月から、学校法人等を経由して送金した短期給付金や人間ドック利用補助金の内容を一定期間分取りまとめ、加入者住所宛てに「給付金等送金記録のお知らせ」を送付しています。

このお知らせは、医療費控除の申告や自治体への医療費助成申請等の際に参考として、私学事業団から送金された給付金等を一覧で確認できるよう、また、送金のたびに学校法人等を経由して送付している「給付金等決定・送金通知書」と併せてご覧いただき、短期給付のしくみを理解していただくことで、医療費の適正化を図ることを目的としています。

今回は、26年1月～6月までに学校法人等へ送金した給付金等についてのお知らせを、7月下旬に送付する予定です。



一夏休みにご利用くださいー

契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用

福祉部 保健課



加入者（任意継続加入者を含みます）とその被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等は、全国の宿泊施設やレジャー施設等で、利用料金の補助・割引を受けることができます。お出かけの際にはぜひご利用ください。

詳しくは「私学共済ブック 2014」〔保健・宿泊編〕をご覧ください。（ ）内は「私学共済ブック 2014」〔保健・宿泊編〕の該当ページです。

厚生施設・ 健康増進宿泊施設

契約施設を利用するときに補助券が使用できます（私学事業団の直営施設では使用できません）。補助券は「私学共済ブック 2014」〔保健・宿泊編〕の巻末に綴じ込んでありますので、切り取って必要事項を記入のうえ使用してください。

なお、一部割引のみで補助券が使用できない施設があります。

	厚生施設（123～163ページ）	健康増進宿泊施設（174～190ページ）
施設内容	遊園地、プール、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設は直接予約をする。 ②利用施設の受け付けで利用する人全員の「加入者証」「加入者被扶養者証」等を提示する。 ③補助券は必要事項を記入し、支払いの際に提出する。	①各宿泊施設へ直接予約をする。 ②利用施設の受け付けで利用する人全員の「加入者証」「加入者被扶養者証」等を提示し、必要事項を記入した補助券を提出する。
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、「私学共済ブック 2014」〔保健・宿泊編〕で確認してください。	・1人1泊につき1枚使用できます。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・補助額は1枚につき2,000円となります。 ・旅行代理店やインターネットによる予約の場合、補助券が使用できない場合があります。

バカンスクーポンと 長距離フェリーの割引利用

私学事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。

	バカンスクーポン（JR乗車券の割引） （169～170ページ）	長距離フェリー（対象会社は5社） （170～171ページ）
利用条件	①大人2名以上又は大人と子ども併せて2名以上で同一旅程をとること ②次のいずれかの施設へ宿泊すること ・私学事業団の直営宿泊施設（172～173ページ） ・健康増進宿泊施設（174～190ページ） ・私学事業団が会員契約をしている宿泊施設（164～167ページ） ・文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設（191～196ページ） ・購入する取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー）の協定宿泊施設 ③指定地駅（宿泊施設のJR最寄り駅）を目的地とし、出発地に戻る旅行で、往路及び復路いずれも201km以上（発着が同じであること）	大人2名以上で同一旅程をとること
割引率	JR線の普通乗車券が2割引になります。ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合、片道601km未満の場合は1割引きです（周遊きっぷなど各種割引きっぷ及び特急券等は対象外）。	旅客運賃と乗用車の航送料金が2割引になります。ただし、一部1割引きのフェリー会社（太平洋フェリー）や区間もあります。
利用方法	①「バカンスクーポン購入申込書」又は「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」を私学事業団共済事業本部、各ガーデンパレス（京都を除きます）共済業務課に請求してください。 ②取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー）の支店・営業所の窓口で①の申込書と「加入者証」「加入者被扶養者証」等を提出し、きっぷを現金で購入してください。	

※旅行中は、「購入申込書（本人控え）」を必ず携帯してください。

※割引対象外の期間や区間がありますので「私学共済ブック 2014」〔保健・宿泊編〕169～171ページをご覧ください。

※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

※支払い方法は現金のみになります。

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただける

私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆様への福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やお食事会といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、修学旅行や謝恩会などの各種学校行事など、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会・会議

共済業務

札幌ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011 (261) 5311 (代表) http://www.hotelgp-sapporo.com/	
仙台ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022 (299) 6211 (代表) http://www.hotelgp-sendai.com/	
東京ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03 (3813) 6211 (代表) ☎03 (3813) 6290 (宿泊予約) http://www.hotelgp-tokyo.com/	
湯河原「敷島館」(しきしまかん)	宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465 (63) 3755	
箱根「対岳荘」(たいがくそう)	宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460 (82) 2094	
鎌倉「あじさい荘」	宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467 (22) 3506	
葉山「相洋閣」(そうようかく)	宿 宴
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046 (875) 7300	
名古屋ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052 (957) 1022 (代表) http://www.hotelgp-nagoya.com/	
金沢「兼六荘」(けんろくそう)	宿 宴
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com/	

志賀高原「やまゆり荘」	宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269 (34) 2102	
軽井沢「すずかる荘」	宿
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267 (45) 7311	
京都ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル 龍前町605番地 ☎075 (411) 0111 (代表) http://www.hotelgp-kyoto.com/	
京都「白河院」(しらかわいん)	宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075 (761) 0201	
大阪ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06 (6396) 6211 (代表) http://www.hotelgp-osaka.com/	
広島ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082 (262) 1122 (代表) http://www.hotelgp-hiroshima.com/	
福岡ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092 (713) 1112 (代表) http://www.hotelgp-fukuoka.com/	

宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔しがくのやど〕をご利用ください。

しがくのやど

検索

(http://www.shigakukyosai.jp/)

年会費
無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズカード入会受付中!

私学メンバーズカード新規加入者ご入会キャンペーン

[キャンペーン期間] 2014年8月31日(日)まで

キャンペーン期間中に、私学メンバーズ
カードが発行となった新規加入者、
加入者、年金者の方もれなく全員に

3,000円
ギフトカードプレゼント!!

- 3ブランドから選べる 
- 海外・国内旅行傷害保険最高5,000万円付
- 空港ラウンジ利用可能
- ETCカード同時申し込み可能

*詳細は下記インフォメーションセンターまでお問い合わせください。

※ご入会には審査がございます。審査によりお申し込みの意にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ※入会月の翌々月に、ご登録のご住所へギフトカードを発送いたします。ギフトカード
発送の時点でご解約、決済遅延等の場合は、ギフトカード発送対象外となります。 ※審査状況により、カード発行までに約1か月お時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

お申し込み対象 ■本会員：私学共済の加入者(任意継続加入者も含みます)、年金者 ■家族会員：本会員の配偶者

お問い合わせ先

りそなカード インフォメーションセンター
私学メンバーズカード事務局
(事務代行 りそなカード株式会社)

0120-559-197 (9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休み)
www.resonacard.co.jp/shigaku



共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則2割負担(※)ですが、標準給与の月額が28万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担(※)となります。

6月1日現在3割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛てに送付しました(任意継続加入者は自宅宛てに送付)。

該当する場合は、平成25年分の収入額が確認できる「平成26年度所得証明書」を添付し、7月22日(火)【必着】までに提出してください。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。

※昭和19年4月1日以前生まれの人は1割負担

【業務部 短期給付課】

共済定期保険の配当金を送金しました

平成25年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、25年10月1日現在加入している人に対して、配当金を保険料振替口座に6月26日(木)に送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	約50.68%
医療保障コース	約47.25%
学校加入コース	約50.68%

【福祉部 保健課】

特定保健指導利用券の有効期限

平成25年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、26年7月31日となりますので、有効期限までに、指定実施機関にて「初回面接」を受けてください。

【福祉部 保健課】

平成26年版「事務の手引」、 「レター」7月号等の送付

平成26年版「事務の手引」、加入者向広報「レター」7月号等を7月初旬に学校法人等あてに送付しました。送付部数は5月末現在の加入者数です。部数が不足している場合は、広報班までご連絡ください。

【広報相談センター 広報班】

短期給付金等の受け取り及び 掛金等の納付方法(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減にもつながりますのでご協力をお願いします。【財務部 経理第二課】

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。

【福祉部 貸付課】

7月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 6月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着) 資格 「標準給与基礎届書」提出期限
15日(火)	貸付 8月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(火)	貯金 貸付 送金 短期 「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(月)	掛金 6月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(木)	掛金 6月分納期限 貸付 8月22日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 7月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

委員の就退任のお知らせ

◆共済運営委員会

退任 滝澤 正
(平成26年3月31日付)

新任 大塚 吉兵衛
(平成26年6月1日付)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集

「月報私学」では、標記の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいる様々な改革事例を投稿してくださる方、又は執筆者をご紹介してくださる方をお待ちしております。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ「刊行物」「特集記事募集について」をご覧ください。また、過去に掲載した記事の一覧については、連載記事のアーカイブとしてまとめて掲載していますので、そちらもご参考にしてください。

みなさまからのご応募お待ちしております。

過去の掲載記事

1月号 (VOL.193) 学校法人 千葉明德学園

「人間性を引き出す教育と「総合保育創造組織」での実践的保育者養成」

2月号 (VOL.194) 学校法人 平田学園 国府台女子学院

「永い伝統を現代に活かす新キャンパスで魅力創り」

3月号 (VOL.195) 学校法人 玉田学園 神戸常盤大学

「地域に根ざした取り組み」

5月号 (VOL.197) 学校法人 武蔵野東学園

「健常児と自閉症児の「混合教育」をより推進するために」

6月号 (VOL.198) 学校法人 渡辺学園

「子どもが生き生きと過ごし、保護者も参加し
たくなる園舎や保育で、幼稚園の魅力づくり」

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団
企画室

☎03(3230)7811・7822

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では、大学・短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校にかかる資料を学校法人のご協力のもとと収集し、本事業団の経営相談業務に活用させていただいております。

また、学校法人の業務改善を目的として、各学校法人の相互利用の観点から、学校法人関係者を対象に閲覧に供しています。制度等の見直し・検討等の際にご活用ください。

会計処理のご質問・ご相談等を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。

また、東日本大震災にかかる義援金や奨学金等の処理に対するご質問についてもお受けしています。

ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7838・7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

箱根十七湯を楽しむ



大浴場(ナトリウム—塩化物・硫酸塩泉)

富士箱根伊豆国立公園の中央に位置する箱根は、「箱根十七湯」とも呼ばれる温泉の入浴が楽しめます。向暑の季節、どうぞゆっくりと温泉でお寛ぎください。対岳荘では自家源泉ですので、清掃時間9時から12時を除きいつでもご入浴いただけます。

湯湯(まんゆう)プラン(1泊2食)

1名様10,300円 夕食会席料理10品

味彩(あじさい)プラン(1泊2食)

1名様11,800円 夕食会席料理11品

優雅プラン(1泊3食)

1名様12,800円 夕食会席料理10品

+昼食そば御膳+「早着」OR「延長」

※夏休み期間(7月19日～8月30日)は
夏期料金(+1,000円)となります。

箱根 対岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
 (箱根登山鉄道「箱根湯本」駅又はJR「小田原」駅から伊豆箱根バス・箱根登山バスで「大平台」下車、徒歩3分。箱根登山鉄道で「大平台」駅下車、徒歩5分)

名庭で京料理を楽しむ



白河院外観

季節の素材を用いて、淡い味付けで素材を生かした料理、加えてこれを味わう建物や庭などの環境を含めて京料理と称されます。白河院の数寄屋建築(名建築家武田五一設計)と山水庭園(名造園家七代目小川治兵衛作庭)でぜひ至福のひとつときをお過ごしください。

京会席宿泊プラン

1泊2食税込 12,900円 14,000円
15,200円

日帰り会席プラン

6,000円 7,100円 8,300円

お昼のプラン

松花堂 3,500円 湯豆腐 3,800円

ミニ会席 4,700円

京都 白河院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 (JR「京都」駅より市バス5号系統「岩倉」行きで「岡崎法勝寺町」下車すぐ)

融資事業のご案内

平成26年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成26年7月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	1.3	0.7	0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.4	0.8	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

26年度融資事業については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp